（健康保険法施行規則の一部改正）

第三条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第一項第二号中「第八条第二十五項」を「第八条第二十六項」に改め、同項第四号中「第八条第二十四項」を「第八条第二十五項」に改める。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第四条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項第九号中「第八条第二十五項」を「第八条第二十六項」に改める。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条の五第三号中「第八条第十八項」を「第八条第十九項」に改め、同条第四号中「第八条第十九項」を「第八条第二十項」に改め、同条第五号中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改め、同条第六号中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改め、同条第七号中「第八条第二十二項」を「第八条第二十三項」に改め、同条第九号中「第八条第二十六項」を「第八条第二十七項」に改め、同条第十号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第六条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第一号中「第八条第二十五項」を「第八条第二十六項」に改め、同項第三号中「第八条第二十四項」を「第八条第二十五項」に改める。

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「第八条第十七項」を「第八条第十八項」に改め、同条第四号中「第八条第十八項」を「第八条第十九項」に改め、同条第五号中「第八条第十九項」を「第八条第二十項」に改め、同条第六号中「第八条第二十二項」を「第八条第二十三項」に改める。

第五条第二号中「同条第二十項」を「同条第二十一項」に改める。

第六条第一号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十四号を削り、同条第二十三号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条第二十二号中「第八条第二十六項」を「第八条第二十七項」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条第二十一号中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第二十号中「第八条第二十二項」を「第八条第二十三項」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条第十九号中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第十八号中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改め、同号を同条第十九号とし、同条第十七号中「第八条第十九項」を「第八条第二十項」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十六号中「第八条第十八項」を「第八条第十九項」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十五号中「第八条第十七項」を「第八条第十八項」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十四号の次に次の一号を加える。

十五　介護保険法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第九条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表一指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）の項中

第百四条の三第二項（第百九条において準用する場合を含む。）の規定による通所介護計画の保存

を

第百四条の三第二項（第百九条において準用する場合を含む。）の規定による通所介護計画の保存

に改め、同表指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の項中

第十七条第二項の規定による夜間対応型訪問介護計画の保存 第三十六条第二項の規定による地域密着型通所介護計画の保存 第四十条の十五第二項の規定による療養通所介護計画の保存 第六十条第二項の規定による認知症対応型通所介護計画の保存

を

第十七条第二項の規定による夜間対応型訪問介護計画の保存 第三十六条第二項の規定による地域密着型通所介護計画の保存 第四十条の十五第二項の規定による療養通所介護計画の保存 第六十条第二項の規定による認知症対応型通所介護計画の保存

に改める。

別表第二指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の項中

第九十九条第一項（第百九条において準用する場合を含む。）の規定による通所介護計画の作成 第一項の規定による療養通所介護計画の作成

を

第九十九条第一項（第百九条において準用する場合を含む。）の規定による通所介護計画の作成

に改め、同表指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の項中

第十一条第一項の規定による夜間対応型訪問介護計画の作成

を

第十一条第一項の規定による夜間対応型訪問介護計画の作成 第二十七条第一項の規定による地域密着型通所介護計画の作成 第四十条の九第一項の規定による療養通所介護計画の作成 第五十二条第一項の規定による認知症対応型通所介護計画の作成

に改める。